

【周 知 事 項】

気象業務法及び水防法の一部改正に伴う周知

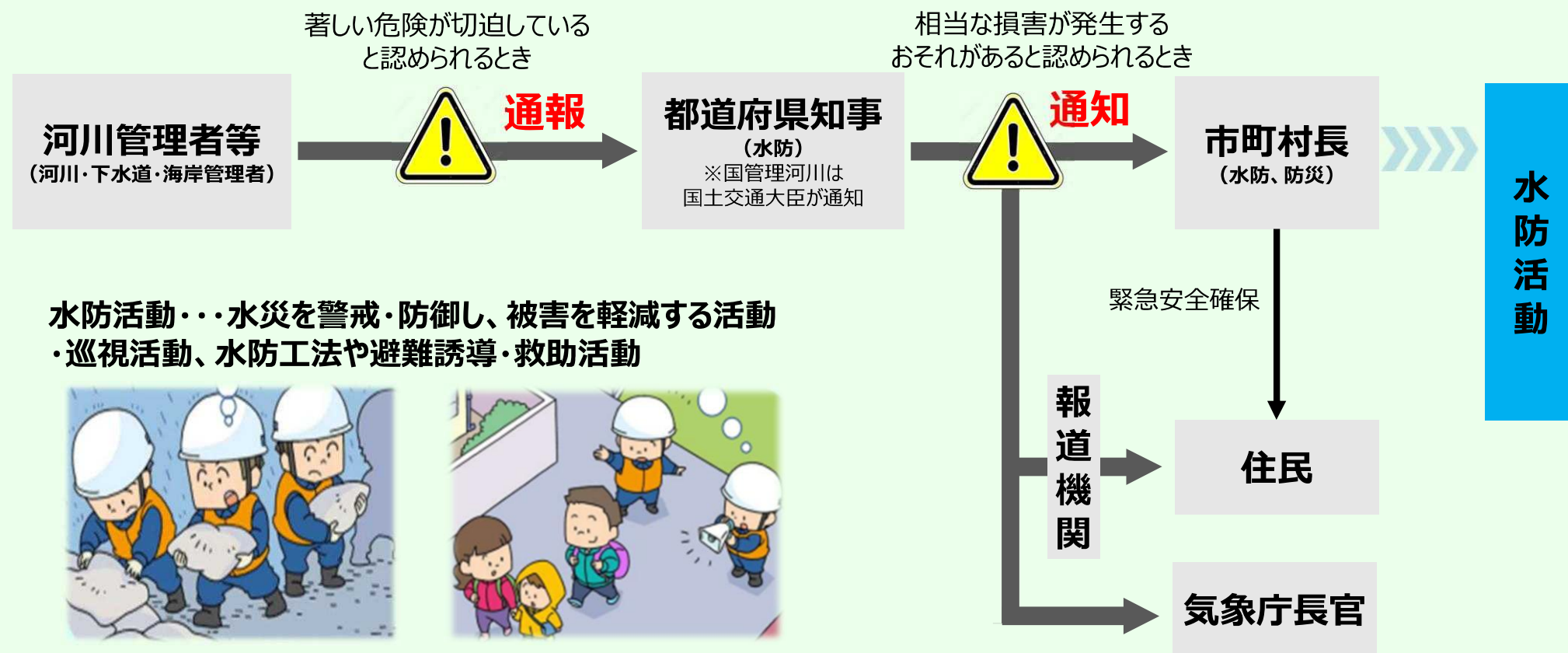
- ・ 河川管理者等による氾濫に係る通報 等

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。

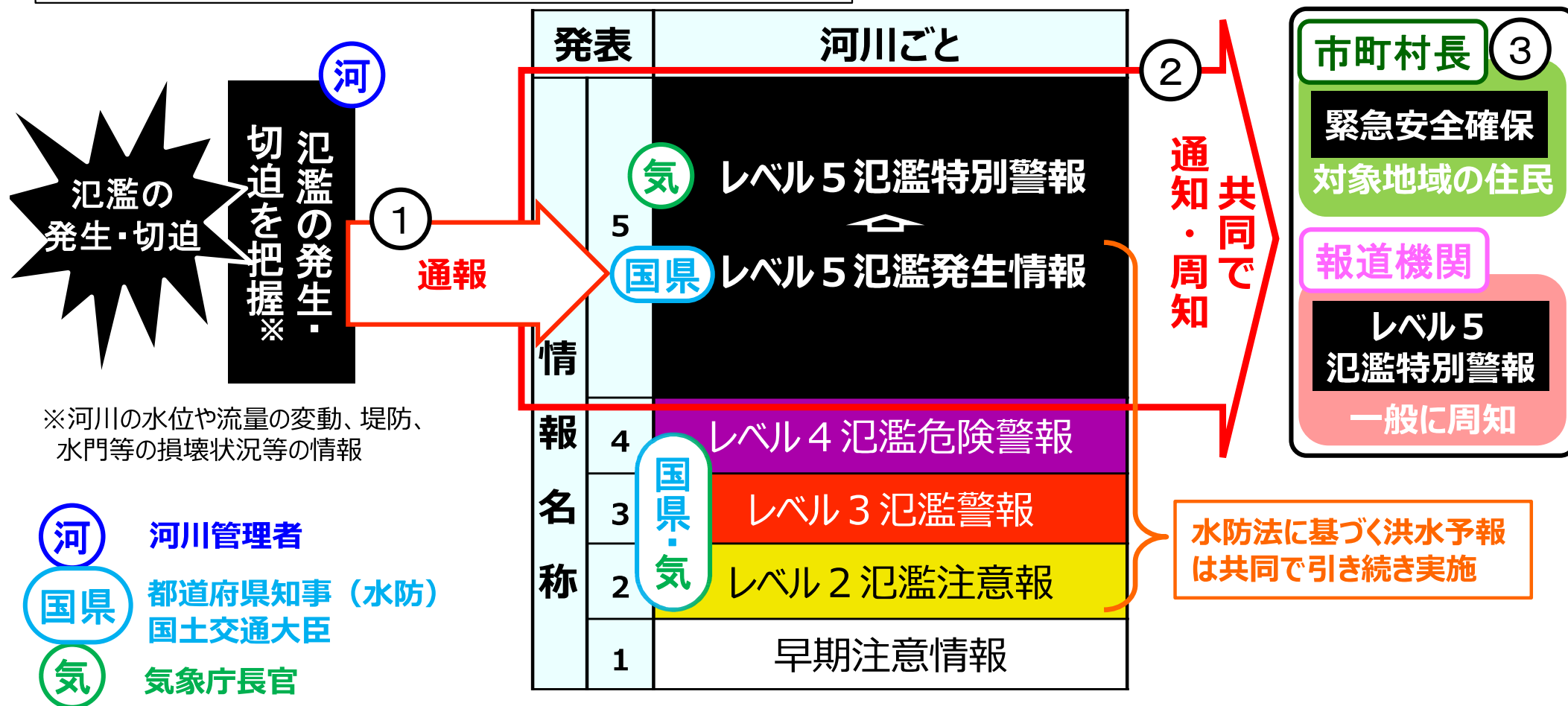
※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成することとなっている）

新たな通報制度の概要



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供**
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



<現在の河川氾濫等に関する情報>

河川氾濫等に関する情報				
分類		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等
河川数		約400河川	約1,800河川	—
発表主体		河川事務所または 都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台
発表単位		河川ごと	河川ごと	市町村ごと
対象とする 主な現象		外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫
発表指標		水位（実測・予測）	水位（実測）	流域雨量指数・表面雨量指数 （解析・予測）
情報 名称	5	氾濫発生情報	氾濫発生情報	
	4	氾濫危険情報	氾濫危険情報	
	3	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報
	2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報
	1	早期注意情報		

大雨に に関する情報	
—	
気象台	
市町村ごと	
内水氾濫	
表面雨量指数（流域雨量指数） （解析・予測）	
大雨特別警報（浸水害）	
大雨警報（浸水害） 大雨注意報 ※警戒レベル相当情報としての位置づけなし	
早期注意情報	

- 河川ごとの情報（水防活動用の情報）と市町村ごとの情報（一般向けの警報等）がある。
- 気象台の発表情報に、警戒レベル4相当や5相当の情報がないものがある。
- 大雨警報・注意報は、警戒レベル相当情報としての位置づけがない。

- 令和8年5月下旬から、河川の氾濫に関する情報は、警戒レベルとの関係から以下ようになります。
- 例えば、警戒レベル3相当の情報は、
 - ＜洪水予報河川＞ レベル3 氾濫警報^①等の相当情報を参照（氾濫警戒情報等から名称変更）
 - ＜水位周知河川＞ レベル3 氾濫警戒情報^②等の相当情報を参照（レベル表記を追加）
 - ※河川の情報が入手できない場合などにレベル3 大雨警報^③を参照
 - ＜その他河川_(上記以外)＞ レベル3 大雨警報^③等を参照（洪水警報がレベル3 大雨警報へ統合）
- 氾濫通報に基づくレベル5 氾濫発生情報^④は、あらかじめ定められた河川で運用されます。

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				
分類		洪水予報河川	水位周知河川	その他河川
河川数		約400河川	約1,800河川	約18,000河川
発表主体		河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	河川事務所または都道府県
発表単位		河川ごと	河川ごと	河川ごと
対象とする主な現象		外水氾濫	外水氾濫	外水氾濫
発表指標		水位（実測・予測）	水位（実測）	確認情報等
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報※	レベル5 氾濫発生情報④	レベル5 氾濫発生情報④
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険情報	市町村ごと の大雨警報 を参考に判断
	3	レベル3 氾濫警報 ①	レベル3 氾濫警戒情報②	
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	
	1	早期注意情報		

大雨に関する情報	
—	
気象台	
市町村ごと	
内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）	
レベル5 大雨特別警報	
レベル4 大雨危険警報	
レベル3 大雨警報 ③	
レベル2 大雨注意報	
早期注意情報	

※レベル5 氾濫特別警報とレベル5 氾濫発生情報^④は一体的に発表

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- レベル5相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用。**

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

	河川氾濫			大雨※4 低地の浸水や 洪水予報河川以外 の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地の がけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる 浸水	(警戒レベルごとに) 住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル 5相当	レベル5※1、2 氾濫特別警報	レベル5※2 氾濫発生情報	レベル5※2 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5※1、2、5 高潮特別警報	命の危険 直ちに 安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞							
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4※3 氾濫危険情報	—	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警戒情報	—	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意情報	—	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

- ※1 レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮特別警報とレベル5高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。
- ※2 レベル5氾濫発生情報（高潮の場合はレベル5高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。
- ※3 水位周知河川において河川管理者から発表されている5段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル4氾濫危険情報以外の運用は任意）。
- ※4 大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。
- ※5 高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。